

観光庁任期付職員〔公認会計士〕の募集

令和4年7月1日

1. 勤務地 観光庁（東京都千代田区霞が関2-1-2）

2. 役職名 専門官

3. 採用予定日及び採用予定人数

採用予定日 …… 令和4年10月1日

採用予定人数 …… 1名

4. 任用予定期間

令和4年10月1日から令和6年9月30日まで

5. 担当業務

宿泊産業は、小規模事業者をはじめとして家業的な経営形態が多く、企業的な経営視点が不足している事業が少なくありません。また、もともと債務比率が高かった中、コロナ禍を経て過剰債務に苦しむ事業者が増加しております。

こうした構造的課題の解決を図るべく、観光庁は宿泊産業の企業経営への転換を図るとともに、宿泊産業の再生・高付加価値化を進めていくこととしております。そのため、これらの施策を検討するうえで、企業会計、事業者の監査等に関する専門的な知見を必要としており、主に次のような事務を担当する職員を募集いたします。

- ・ホテル、旅館等の宿泊産業の経営分析
- ・宿泊産業の事業再生の支援
- ・宿泊産業の生産性向上の支援
- ・その他、観光関係施策に係る企画・立案業務等

6. 応募資格

○資格及び業務経験

公認会計士資格を有し、資格取得後3年程度以上企業会計業務に従事し、特に、事業会社の経営分析や監査の経験を通じた専門的知識・経験を有すること。

○以下のいずれかに該当する者は受験できません。

(1)日本の国籍を有しない者

(2)国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年

を経過しない者

- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する正当その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

7. 応募に必要な書類 ※応募書類は合否の結果によらずお返しできません。

- ①履歴書及び職務経歴書（様式は自由）
- ②資格を証明する書類の写し

8. 応募方法

応募に必要な書類を令和4年8月19日（金）までに郵送（※同日必着）

9. 選考方法及び選考スケジュール

- | | |
|---------|----------------------------|
| 書類選考 | 令和4年8月22日（月）～8月26日（金） |
| ※選考結果通知 | 令和4年8月26日（金）までに選考通過者のみ電話連絡 |
| 面接試験 | 令和4年8月30日（火） |
| ※試験結果通知 | 令和4年9月上旬 試験合格者のみに電話連絡 |

10. 採用形態等

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）の規定に基づく、一般職の常勤の国家公務員としての採用。

国家公務員法に基づく守秘義務、兼職制限、再就職規制等が適用されます。

11. 勤務時間及び休日

原則として9：30～18：15（休憩時間は12：00～13：00）
休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

12. 給 与 等

任期付職員法の規定に基づき俸給月額を決定し、関係規定に基づき支給します。

13. 応募書類の提出先等

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
国土交通省観光庁総務課調整室 採用担当
電話：03-5253-8703

担当：朝野、川内